

小学校・外国語活動

「移行措置の内容」により、新学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱うこと。なお、各学校の判断により、新学習指導要領に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは可能である。

また、新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P2～4参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

移行措置の内容

1 移行措置期間において必ず取り扱う内容

	平成30年度及び平成31年度
第 3 ・ 4 学 年	<p>次の2点を必ず取り扱う</p> <p>□ <u>イ 日本と外国の言語や文化について理解すること。</u></p> <p>（ア）英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。</p> <p>※新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕 〔知識及び技能〕(1) 英語の特徴等に関する事項（新小学校学習指導要領P155参照）</p> <p>□ <u>①言語活動に関する事項</u></p> <p>ア 聞くこと</p> <p>（ア）身近で簡単な事柄に関する短い話を聞いておおよその内容を分かたりする活動。</p> <p>（イ）身近な人や身の回りの物に関する簡単な語句や基本的な表現を聞いて、それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。</p> <p>（ウ）文字の読み方が発音されるのを聞いて、活字体で書かれた文字と結び付ける活動。</p> <p>イ 話すこと〔やり取り〕</p> <p>（ア）知り合いと簡単な挨拶を交わしたり、感謝や簡単な指示、依頼をして、それらに応じたりする活動。</p> <p>（イ）自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、好みや要求などの自分の気持ちや考えなどを伝え合う活動。</p> <p>（ウ）自分や相手の好み及び欲しい物などについて、簡単な質問をしたり質問に答えたりする活動。</p> <p>ウ 話すこと〔発表〕</p> <p>（ア）身の回りの物の数や形状などについて、人前で実物やイラスト、写真などを見せながら話す活動。</p> <p>（イ）自分の好き嫌い、欲しい物などについて、人前で実物やイラスト、写真などを見せながら話す活動。</p> <p>（ウ）時刻や曜日、場所など、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物やイラスト、写真などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを話す活動。</p> <p>※〔思考力、判断力、表現力等〕(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項 (新小学校学習指導要領P156参照)</p>

現行の外国語活動の内容に加え高学年で移行期間中に次の5点を必ず取り扱う

□ ア 音声

次に示す事項のうち基本的な語や句、文について取り扱うこと。

- (ア) 現代の標準的な発音
- (イ) 語と語の連結による音の変化
- (ウ) 語や句、文における基本的な強勢
- (エ) 文における基本的なイントネーション
- (オ) 文における基本的な区切り

□ イ 文字及び符号

- (ア) 活字体の大文字、小文字

□ エ 文及び文構造

次に示す事項について、日本語と英語の語順の違い等に気付かせるとともに、基本的な表現として、意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して活用すること。

- (ア) 文
 - e 代名詞のうち、I、you、he、sheなどの基本的なものを含むもの
 - f 動名詞や過去形のうち、活用頻度の高い基本的なものを含むもの
- (イ) 文構造
 - a [主語＋動詞]
 - b [主語＋動詞＋補語]のうち、[主語＋be動詞]＋名詞 / 代名詞 / 形容詞
 - c [主語＋動詞＋目的語]のうち、[主語＋動詞]＋名詞 / 代名詞

※新小学校学習指導要領第2章第10節の2〔第5学年及び第6学年〕

〔知識及び技能〕(1) 英語の特徴やきまりに関する事項

(新小学校学習指導要領P139・140参照)

□ イ 読むこと

- (ア) 活字体で書かれた文字を見て、どの文字であるかやその文字が大文字であるか小文字であるかを識別する活動。
- (イ) 活字体で書かれた文字を見て、その読み方を適切に発音する活動。
- (ウ) 日常生活に関する身近で簡単な事柄を内容とする掲示やパンフレットなどから、自分が必要とする情報を得る活動。
- (エ) 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を、絵本などの中から識別する活動。

□ オ 書くこと

- (ア) 文字の読み方が発音されるのを聞いて、活字体の大文字、小文字を書く活動。
- (イ) 相手に伝えるなどの目的を持って、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句を書き写す活動。
- (ウ) 相手に伝えるなどの目的を持って、語と語の区切りに注意して、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ基本的な表現を書き写す活動。
- (エ) 相手に伝えるなどの目的を持って、名前や年齢、趣味、好き嫌いなど、自分に関する簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いた例の中から言葉を選んで書く活動。

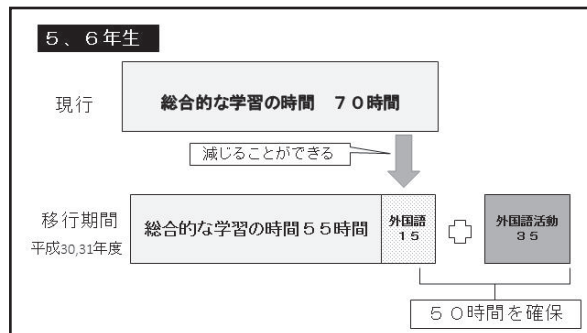
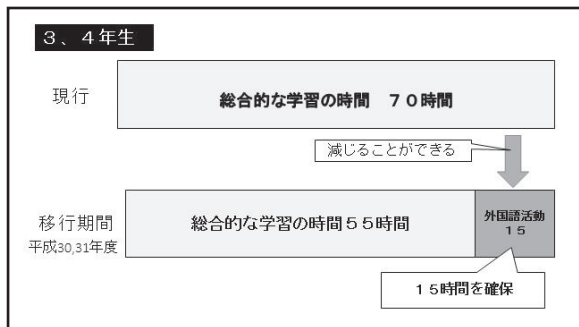
※〔思考力、判断力、表現力等〕(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

①言語活動に関する事項

(新小学校学習指導要領P140・141参照)

2 移行期間中の留意点

- (1) 授業時数は、第3、4学年は15単位時間、第5、6学年は50単位時間最低限確保する。
- (2) 15単位時間の確保が困難な場合は総合的な学習の時間から15単位時間超えない授業時数を減じることができる。



3 学習指導上の留意事項

- (1) 文部科学省から配布される補助教材等を適切に使用するなどして指導を行うこと。
- (2) 各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成32(2020)年度からの全面実施に円滑に移行できるようにすること。

【補助教材等例】

文部科学省作成 小学校外国語・外国語活動平成30年度使用新教材ダウンロード専用サイト

児童用冊子

- ・ 3年生用 ・ 4年生用
- ・ 5年生用 ・ 6年生用

教師用指導書

- ・ 3年生用 ・ 4年生用
- ・ 5年生用 ・ 6年生用

デジタル教材

- ・ 3年生用 ・ 4年生用
- ・ 5年生用 ・ 6年生用

ワークシート

- ・ 3年生用 ・ 4年生用
- ・ 5年生用 ・ 6年生用

【掲載サイト】

<http://mext-next-kyozai.net/top/index.html>

※随時更新

参考資料

- ・ We Can! 使用フォント・インストール用ファイルのダウンロード
- ・ 「年間指導計画例」
- ・ 「学習指導案例」
- ・ 「新学習指導要領(平成29年3月公示)」
- ・ 「小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック」
- ・ 文部科学省 mext チャンネル (YouTube)
- ・ 文部科学省 mext チャンネル (YouTube) に掲載の研修用動画一括ダウンロード
- ・ 「新学習指導要領に対応した小学校新教材説明会」動画
文部科学省 mext チャンネル (YouTube)

4 その他

- (1) 学習評価の取扱い
 - ・ 移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。
- (2) 指導要録の取扱い
 - ・ 第3、4学年は総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記録するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
 - ・ 第5、6学年は引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

1 指導計画の作成と内容の取扱い〔第3学年及び第4学年〕

(1) 指導計画の作成に当たっての留意事項は次の8点である。

- ア 高学年（第5学年及び第6学年）、中学校、高等学校との接続に留意すること。
- イ 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。
- ウ 学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通じて外国語活動の目標の実現を図ること。
- エ 英語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を使いながら、友達との関わりを大切にされた体験的な言語活動を行うこと。
- オ 言語活動で扱う題材は他教科や行事との関連を図るなどの工夫をすること。
- カ 我が国の文化や英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うものに役立つものとする。
- キ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ク ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導の工夫を図ること。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項は次の9点である。

- ア 児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。
- イ 文字については児童の学習負担を配慮しつつ音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱うこと。
- ウ 言葉によらないコミュニケーション（ジェスチャーなど）の役割も理解させること。
- エ ペア・ワーク、グループ・ワークなど学習形態について適宜工夫すること。
- オ コミュニケーションを行うことに課題がある児童については、個々の児童の特性に応じた指導方法を工夫すること。
- カ 視聴覚教材やコンピューター、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用すること。
- キ 児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにすること。
- ク 言語やその背景にある文化に対する理解が深まるように指導すること。
- ケ 道徳科との関連を考慮しながら、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

2 指導計画の作成と内容の取扱い〔第5学年及び第6学年〕

(1) 指導計画の作成に当たっての主な留意事項は次の8点である。

- ア 中学年（第3学年及び第4学年）、中学校、高等学校との接続に留意すること。
- イ 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。
- ウ 学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通じて外国語活動の目標の実現を図ること。
- エ 中学年で扱った簡単な語句や基本的な表現など学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。
- オ 短時間での指導を行う場合は指導の効果を高めるよう工夫すること。
- カ 言語活動で扱う題材は他教科や行事との関連を図るなどの工夫をすること。
- キ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ク ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導の工夫を図ること。

(2) 内容の取扱いについての主な配慮事項は次の8点である。

- ア 児童の発達の段階に応じて平易なものから難しいものへと段階的に指導すること。
- イ 日本語との違いに留意しながら音声と文字を関連付ける指導をすること。
- ウ 文や文構造の指導に当たっては日本語と英語の語順の違いを認識したり、文法用語や用法の指導に偏ることがないように配慮し、指導すること。
- エ ペア・ワーク、グループ・ワークなど学習形態について適宜工夫すること。
- オ コミュニケーションを行うことに課題がある児童については、個々の児童の特性に応じた指導方法を工夫すること。
- カ 視聴覚教材やコンピューター、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用すること。
- キ 児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにすること。
- ク 道徳科などとの関連を考慮しながら、外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

(3) 教材選定の観点についての留意事項は次の2点である。

- ア 実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮した題材を取り上げること。
- イ 題材については、児童の発達の段階や興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げ、次の3点に配慮すること。
 - (ア) 多様な考え方に対する理解を深めさせ、公正な判断力を養い豊かな心情を育てることに役立つこと。
 - (イ) 我が国の文化や英語の文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うことに役立つこと。
 - (ウ) 広い視野から国際理解を深め、国際協調の精神を養うことに役立つこと。